

がん検診事業の評価に関する委員会	
平成19年6月26日	資料7

資料7：保健所の立場から（澁谷委員提出資料）

がん検診事業の評価に関する委員会（070626）意見要旨メモ

○がん検診事業の位置づけの確認と向上

健康増進法によるがん検診事業は予防対策として重要、したがって次の点を考慮しておく必要があると思われる。

- ・医療制度改革に伴い平成20年度から健診、保健事業の実施体制が変わる。自治体では実施主体が異なるがん検診と特定健診、後期高齢者健診や各種保健事業が住民の利便性を欠くことの無い様、わかりやすく受診しやすい体制、制度整備をあわせ提言していく必要がある。
- ・がん検診事業の評価が死亡率の減少、QOLの向上、ひいては医療費の適正化につながるような根拠を示すこともこれまで以上に求められてくる。自治体には単に結果ではなく、成果（アウトカム）を求める位置づけ、すなわち特定健診・保健指導の成果を求められるのと同様の位置づけが将来必要かもしれない。
- ・がん検診の場自身が啓発・予防となるような保健事業の組み方や情報共有するシステムの構築、（例えば2次医療圏などの地域・職域保健連携推進協議会、ウイルス性肝炎対策との連携）が重要ではないか。保健所の役割がある。

○がん検診事業推進の方策

評価をするにはあらかじめ評価のデザインが盛り込まれた計画を各自治体が作成することが不可欠ではないか。

- ・都道府県を通じて検診事業に関するデータの収集と分析を引き続き行う。同時に地域住民へのフィードバック方策についても計画のなかに予め定めておく。
- ・地域差を明確にし、メリハリをつけ、ある程度補助金の対応も必要。
- ・都道府県の対策計画だけでなく、市町村などの中長期計画、成績の公表を定期的に行う。成績対策の不十分な地域・自治体を強化自治体として公表し改善計画の提出や特別事業を考える。

○精度管理の必要性

- ・自治体は、マスキングである検診手法の評価が定まったがんについてその方法で対応する。
- ・都道府県は、精度管理や事業評価のための委員会が具体的に検体の確認（フィルム、プレパラートなど）ができるような環境整備が必要。がん検診事業の精度管理に関与する拠点的な病院（国公立、大学など）を整備する。
- ・院内登録、地域登録の普及と活用。
- ・例えば肝胆道系がんのように比較的多く、治療薬が限られており治療効果に早期発見が重要と考えられるがんについて検診の手法の開発を国が進めていく。

がん検診事業はがん対策事業全体の中の位置づけ、各保健医療事業の関連性で我々関係従事者が考えていかなければいけない。

（愛知県半田保健所 澁谷いづみ）